

社会医療法人財団大和会
奨学資金貸与制度 概要
(看護学生用)

この奨学資金貸与制度は、大和会に入職を希望する看護学生が、資格を取得できるよう、経済的支援をするための制度です。

1. 奨学資金の額

奨学資金の最高限度額は、1年間60万円（3年制学校は180万円、4年制学校は240万円）です。また、申請時の学年から卒業年次までの資金を限度額とします。

2. 利用できる方

奨学資金の貸与を受けることができるのは、次の条件をすべて満たす方とします。

- 1 専門学校・大学看護学部に通学し、資格取得後、当会に勤務を希望する方
- 2 奨学資金選考試験に合格した方

3. 貸与方法

奨学資金の貸与は、1年間分を原則一括で奨学生の指定する口座に振り込みます。

連絡先の届出

奨学資金貸与期間中の連絡先として住所、電話番号を大和会に届出てください。変更があった場合は、速やかに本部事務局まで連絡してください。



4. 貸与停止

次の事由が発生した場合には、奨学資金の貸与を中止します。

- 1 看護学校等を退学したとき
- 2 当会に入職できなくなったとき

5. 返還

次の場合には、既に支給した全額を直ちに返還しなければなりません。ただし、事情により分割払い、期間の猶予又は、免除することがあります。

- 1 上記 貸与停止の場合
- 2 看護学校等を卒業後2年以内に当該免許試験に合格しなかった場合
- 3 看護学校等を卒業後1ヶ月以内に当会の職員にならなかった場合

6. 返還免除

資格取得後、常勤職員として当会に勤務し、奨学資金の貸与金額に応じた期間勤務された場合には、奨学資金は全額免除されます。

7. 退職による返還

退職の場合に、上記の規定により免除を受けない部分については、退職日までに完済しなければなりません。ただし、事情により分割払い、期間の猶予又は、免除することがあります。

問合せ先

社会医療法人財団大和会 法人本部事務局
奨学金担当 矢部／坂尻 ☎ 042-567-8307

